

## 千葉県食育推進県民協議会設置要綱

(平成 18 年 9 月 1 日制定)

## (設置)

第 1 条 千葉県における食育の総合的かつ計画的な推進に向けて、食育推進計画の策定及びその推進並びに食育推進に関する施策について意見を聴取するため、千葉県食育推進県民協議会（以下、「県民協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 県民協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 食育基本法第 17 条に基づく千葉県食育推進計画の策定及びその推進に関すること。
- (2) その他、食育推進に関する施策に関すること。

## (組織)

第 3 条 県民協議会は、委員 30 名以内をもって構成する。

- 2 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 県民協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、県民協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

## (会議)

第 4 条 県民協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 県民協議会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 県民協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議に欠席する委員は、会長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。
- 5 会長が必要と認めたときは、関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

## (会議の公開)

第 5 条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、県民協議会の議決により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合は、この限りではない。

- (1) 千葉県情報公開条例（平成 12 年千葉県条例第 65 号）第 8 条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調整審議等を行う場合

- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

( 会議資料の公開 )

第 6 条 会議資料は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、県民協議会の議決により会議資料の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合は、この限りではない。

- (1) 千葉県情報公開条例（平成 12 年千葉県条例第 65 号）第 8 条に規定する不開示情報が含まれる資料
- (2) 会議資料を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

( 会議録 )

第 7 条 会長は、会議を開催したときは会議録を作成する。

2 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した内容
- (5) その他参考事項

( 作業部会 )

第 8 条 県民協議会の所掌事務に関し、更なる検討を行うことを目的として、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、会長が指名した者をもって構成する。

3 作業部会は、県民協議会に検討の経過及び結果を報告する。

( 庶務 )

第 9 条 県民協議会の庶務は、千葉県農林水産部安全農業推進課において処理する。

( その他 )

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し、必要な事項は、知事が定める。

( 附則 )

この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

( 附則 )

この要綱は、平成 18 年 12 月 26 日から施行する。

## 千葉県食育推進県民協議会の傍聴に関する要領

- 1 傍聴者の決定  
会議の傍聴者は、会長が決定します。
- 2 傍聴者の定員  
会議における傍聴者の定員は、10人程度とします。
- 3 傍聴手続
  - (1) 傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入して、会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
  - (2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。なお、定員に満たない場合であっても、会議開始予定時間をもって受付を終了します。
- 4 傍聴することができない方  
次のいずれかに該当する方は、傍聴することができないものとします。
  - (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している方
  - (2) 酒気を帯びていると認められる方
  - (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって協議会が許可した場合は、この限りではありません。
  - (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している方
  - (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している方。ただし、会長が許可した場合は、この限りではありません。
  - (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる方
- 5 会議を傍聴する場合に守っていただく事項
  - (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
  - (2) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
  - (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
  - (4) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
  - (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
  - (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- 6 会議の秩序の維持
  - (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
  - (2) 会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴者がこの要領又は会長の指示に従わないときは、退場していただくことがあります。
- 7 施行年月日  
この要領は、平成18年9月1日から施行する。